

公告第 2026-1 号
令和 8 年 4 月 1 日

ナイスグループ健康保険組合
理事長 杉田 理之

組合規約一部変更（子ども・子育て支援金額の負担割合）について、
当組合規約の一部を下記のとおり変更したので公告します。

記

当健康保険組合の規約第 45 条（保険料額及び調整保険料額の負担割合）について、
令和 8 年 4 月 1 日から施行される子ども・子育て支援金の対応として、規約の一部を
変更したので公告いたします。

詳細は、以下の新旧条文対照表に記載の通りで令和 8 年 4 月 1 日から改正施行する。

組合規約新旧条文対照表

新	旧
(略) 第 5 章 保険料 (保険料額及び調整保険料額の負担割合) 第 45 条 一般保険料額、介護保険料額及び調整保険料額の負担割合は、事業主・被保険者それぞれ折半負担とする。 <u>(子ども・子育て支援金額の負担割合)</u> <u>第 45 条の 2 子ども・子育て支援金額の負担割合は、事業主・被保険者それぞれ折半負担とする。</u> (特定被保険者の保険料額) 第 45 条の 3 この組合において、介護保険第 2 号被保険者たる被保険者以外の介護保険法施行法第 11 条に規定する者及び海外に居住する被保険者を除く被保険者であり、介護保険第 2 号被保険者たる被扶養者を有する被保険者に関する保険料額は一般保険料等額と介護保険料額との合算額とする。 (略) (予備費の費途)	(略) 第 5 章 保険料 (保険料及び調整保険料の負担割合) 第 45 条 一般保険料額、介護保険料額及び調整保険料額の負担割合は、事業主・被保険者それぞれ折半負担とする。 (特定被保険者の保険料額) 第 45 条の 2 この組合において、介護保険第 2 号被保険者たる被保険者以外の介護保険法施行法第 11 条に規定する者及び海外に居住する被保険者を除く被保険者であり、介護保険第 2 号被保険者たる被扶養者を有する被保険者に関する保険料額は一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。 (略) (予備費の費途)

第 48 条 （略） <u>3 子ども勘定のうち、予備費を充てることができる費途は、次の各号に掲げるものとする。</u> (1) <u>子ども・子育て支援納付金</u> (2) <u>子ども・子育て支援金還付金</u> (3) <u>雑支出</u> （準備金の保有方法） 第 49 条 （略） 2 介護納付金<u>及び子ども・子育て支援納付金</u>に係る準備金は、原則として前項第 1 号、又は第 2 号の方法によって保有しなければならない。 附則 （施行期日） （略） この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 <u>この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から改定施行する。</u>	第 48 条 （略） （準備金の保有方法） 第 49 条 （略） 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第 1 号、又は第 2 号の方法によって保有しなければならない。 附則 （施行期日） （略） この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
--	---

以上